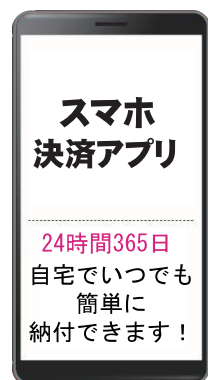


令和3年4月1日から



スマホ決済アプリで 石垣市の市税等が 納付可能になります！

スマホ決済（納付）とは

スマートフォン決済アプリの請求書払いを利用して、納付書の収納用バーコードを読み取り、納付ができる決済サービスです。手数料不要！（利用時の通信料は発生します。）

利用開始日

令和3年4月1日

納付できる税目等

- 市県民税（普通徴収） ●固定資産税 ●軽自動車税（種別割）
- 国民健康保険税 ●後期高齢者医療保険料 ●介護保険料

※納付書にバーコードが印字されているものに限り（納付額30万円以下）



利用できるスマートフォン決済サービス

- PayPay ●LINE Pay ●OKI Pay ●ゆうちょPay ●はまPay

注意事項

- ・納付書（期別）ごとに納付手続きが必要です。
- ・納期限を過ぎた納付書や、納付額が30万円を超えている納付書はご利用になれません。
- ・スマホ決済での納付は領収証書が発行されませんので、利用明細等でご確認ください。
- ・軽自動車税車検用納税証明書の発行は、市役所窓口にて別途申請が必要です。
- ・納付完了後、納税証明書が発行可能となるまで約2週間程度かかります。納付後すぐに納税証明書が必要な場合は、申請時に利用明細等をご提示ください。
- ・納付手続きを完了すると取り消しできません。納付後は領収印のない納付書が手元に残りますので、コンビニ等での二重納付にご注意ください。

お問い合わせ

- 納税課 0980-87-9041 ●健康保険課 0980-87-9045 ●介護長寿課 0980-82-7158

～YAHOO! 公金支払い(クレジット納付)の利用終了について～

クレジットカードによる納付は、「YAHOO! 公金支払い」の終了に伴い、令和3年度末(令和4年3月末)で終了となります。(対象税目：市県民税《普通徴収》、固定資産税、軽自動車税《種別割》)